

# 令和6年台風10号大垣市災害義援金要項

## 1 趣 旨

令和6年台風10号により、杭瀬川が氾濫し、生命・身体への危害又はそのおそれが生じたため、大垣市を含む岐阜県に災害救助法が適用されました。

大垣市では、被災された方々を支援することを目的とした義援金を受け付けます。

## 2 義援金の名称

令和6年台風10号 大垣市災害義援金

## 3 受付期間

令和6年9月9日（月）から令和6年11月29日（金）

## 4 受付方法

### (1) 窓口での受け付け

大垣市丸の内2丁目29番地  
大垣市役所 1階 社会福祉課 企画総務グループ

### (2) 振込みによる受け付け

大垣共立銀行 本店営業部 普通口座 1862014  
たいふうじゅうごう おおがきしぎえんきん  
台風10号 大垣市義援金

### (3) 募金箱による受け付け

①	大垣市丸の内2丁目29番地	大垣市役所 1階	社会福祉課
②	大垣市丸の内2丁目29番地	大垣市役所 1階	窓口サービス課
③	大垣市丸の内2丁目29番地	大垣市役所 1階	宿直室

## 5 義援金の配分

義援金は、市地域防災計画に定める義援金配分委員会において、適正かつ公平に配分します。

## 6 税法上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際して、金融機関で受け取る振込金受領証等に本要項を添えてご提出ください。

### \* 関係法令

- ・ 所得税法第78条第2項第1号
- ・ 地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号
- ・ 法人税法第37条第3項第1号

## 7 その他

災害義援金のみの取り扱いとし、救援物資・物品は取り扱いません。

この要項は、令和6年9月9日から施行する。